

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和6年1月26日

九州地方整備局長
森戸 義貴

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本件は入札契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事及び業務の実績、技術者に係る情報から継続的に、工事及び業務の実績、技術者等のデータの情報を提供するものである。

工事及び業務の実績、技術者等の情報は、入札契約手続き時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本件の遂行に当たっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、若しくは、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2 概要

(1) 件名 令和6年度工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務

(2) 作業内容

①工事实績情報提供及び測量調査設計業務実績情報提供

詳細は「令和6年度工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務」説明書（以下「説明書」という。）による。

②有資格業者の随時受付及び再認定に伴う情報の変更及び更新

詳細は説明書による。

(3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 本業務の参考業務規模：10百万円程度（税込み）を想定している。

3 目的

本件は、公共事業における入札契約手続のより一層の透明性及び客観性を確保し、建設工事やコンサルタント業務等の入札契約手続の適切な執行を図るために活用する受注業者の工事及び業務の実績、技術者データ等の情報提供を受けることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 4・5・6 年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 5 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- ④ 九州地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記 1. 又は 2.

と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

公共事業における以下（ア）及び（イ）の実績情報を収集し、提供を的確に行うこと。

（ア）国、都道府県、政令指定都市が発注した工事实績情報

- ・ 請負金額 5,000 万円以上の工事实績情報（平成 8 年度竣工以降）
- ・ 請負金額 2,500 万円以上の工事实績情報（平成 9 年度契約以降）
- ・ 請負金額 500 万円以上の工事实績情報（平成 14 年度契約以降）

（イ）国、都道府県、政令指定都市が発注した業務実績情報

- ・ 請負金額 500 万円以上の建設コンサルタントおよび地質調査企業の業務実績情報（平成 13 年度契約以降）
- ・ 請負金額 500 万円以上の測量業務実績情報（平成 13 年度契約以降）
- ・ 請負金額 100 万円以上の建設コンサルタントおよび地質調査、測量業務実績情報（平成 20 年度契約以降）

（一財）日本建設情報総合センターが有するコリンズ（工事实績情報サービス）及びテクリス（測量調査設計業務実績情報サービス）データについて、本件を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出時までに得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時までに書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。

なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みがある」ことが要件となる。

(3) 中立性及び公平性に関する要件

中立性及び公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(5) 執行体制に関する要件

週 1 回の情報提供日の時間帯に技術者を確保し、契約日から情報提供を行える体制を確保すること。情報提供日の時間帯は、毎週金曜日 9:15~18:00（ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）とする。

(6) 実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の実績について、平成 26 年度以降から本公示日までに完了した実績（再委託による実績は含まない。）を、1 件以上有していなければならない。

- ① 同種実績：公共事業における工事または業務の受注実績データ等の情報を 100 万件以上提供した実績

- ②類似実績：公共事業における工事または業務の受注実績データ等の情報を提供した実績

5 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第二合同庁舎7階 九州地方整備局 総務部契約課 購買係
電話 092-476-3509 F A X 092-476-3459 (内線2539)

②技術関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第二合同庁舎6階 九州地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係
電話 092-476-3546 F A X 092-476-3465 (内線3347)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年1月26日(金)から令和6年2月15日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分まで。交付場所は(1)②に同じ。

説明書は交付場所での手交又は電子メールによる。電子メールによる場合は(1)②に問い合わせを行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年2月16日(金)18時00分まで。提出場所は(1)①に同じ。持参、郵送(書留郵便等記録が残るもの)又は電子メール(事前に(1)①へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)②に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和6年3月12日(火)18時00分

(4) 契約日は令和6年度予算が令和6年4月1日までに成立した場合は、4月1日とし、4月2日以降に成立した場合はその成立日とする。

なお、成立日にかかわらず、契約(履行)期間の始期は令和6年4月1日とする。

また暫定予算となった場合、本業務に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本予算成立後は令和7年3月31日までとする。

(5) 詳細は説明書による。